令和８年９月２５日　災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会（速報版）

午前十時開議

○**ひえしま　進委員長**　ただいまから災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を開会いたします。

―――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　若林委員は、本日、欠席でございますので、御報告いたします。

本日は、報告事項の聴取等を行います。

それでは、１報告事項の聴取に入ります。

まず、㈠上用賀公園拡張事業における優先交渉権者及び次点候補者の決定について、理事者の説明を願います。

○**田丸危機管理部副参事**　それでは、㈠上用賀公園拡張事業における優先交渉権者及び次点候補者の決定について説明させていただきます。

本件は、区民生活常任委員会、都市整備常任委員会との併せ報告となります。

それでは、１の主旨でございます。上用賀公園拡張事業において、令和七年十月から公募型プロポーザル事業者選定及び募集を開始し、上用賀公園拡張事業者選定委員会の審査結果を踏まえまして、応募事業者二者から、優先交渉権者及び次点候補者を決定いたしましたので、御報告させていただくものであります。

２の事業概要については、記載のとおりでございます。

続きまして、３の優先交渉権者及び次点候補者を御覧ください。㈠優先交渉権者のグループ名称は東急コミュニティーグループ、代表企業名は株式会社東急コミュニティーとなります。右肩二ページ、㈡の次点候補者のグループ名称はスターツグループ、代表企業名はスターツコーポレーション株式会社となります。

各グループの構成企業につきましては、右肩六ページの別紙１にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

では、右肩二ページにお戻りいただきまして、４の選定方法等についてでございます。㈠の選定方法になりますが、事業計画、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、自主事業、付帯事業、価格に関する提案を総合的に評価するため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、選定委員会により、応募事業者から提出された提案書の審査及び評価を行いました。

㈡の選定委員会の構成は、記載のとおりでございます。

㉘の選定委員会の開催状況になりますが、委員会を二回開催し、各委員があらかじめ仮評価を実施した上で、事業者プレゼンテーション、ヒアリングまで一連の審査により、最終評価を行いました。

具体的な開催内容は、右肩三ページに記載がございます。第一回は令和八年七月二十三日に開催し、提案書の内容に関する意見交換及び第二回選定委員会の進め方について議論いたしました。第二回は令和八年九月一日に開催し、応募事業者のプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、その内容を踏まえて、最終評価と最優秀提案者、次点者の選定を行っております。

５選定結果ですが、東急コミュニティーグループが最優秀提案者、スターツグループが次点者として選定され、区は最優秀提案者を優先交渉権者、また、次点者を次点候補者として決定いたしております。

提案書の審査結果詳細は、右肩七ページから八ページの提案審査結果に記載しております。また、優先交渉権者の提案概要につきましては、事業コンセプトや施設の特徴を、九ページから一一ページの別紙３、優先交渉権者の提案概要にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

では、三ページ目に戻りまして、６の選定理由につきまして説明させていただきます。優先交渉権者の提案内容が、地域住民への独自アンケートにより把握したニーズを踏まえ、きめ細やかに施設の魅力向上に資する工夫を検討し、施設計画や運営方針等の要所において具体的な提案がなされている点や、人流データや先端技術の活用とともに、数値化による客観的な管理手法が示されており、高水準で実効性の高い管理運営が期待できる点でございます。

また、施設計画におきましては、高低差のある地形を生かし、既開園区域及び周辺環境との一体感を意識しながら、防災安全計画においては多様な利用者ニーズに配慮しながら、災害時を含めた安全性と利便性の両立を図る具体的な提案がなされている点、そして、九ページの別紙３、優先交渉権者の提案概要の記載になりますが、大規模備蓄倉庫、大型エレベーター、トラックヤードを備えた物資集積拠点と、広域避難場所等の防災機能等でございます。

施設運営におきましては、多様なプログラムの展開や有資格者の配置により、平日の施設利用促進や利用者の健康増進を図るなど具体的な提案がなされている点や、九から一〇ページの同じく別紙の記載になりますが、運営の特徴として、震災・風水害タイムライン

に沿った各事業の役割の明確化と、地元密着による防災対応体制を構築し、迅速な初動対応、避難者の受入れを行う点などから、本施設のＤＢＯ事業を担う事業者としてふさわしいとして、優先交渉権者に決定しております。

また、審査講評の詳細につきましては、右肩一二ページ以降の上用賀公園拡張事業審査講評にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

続いて、四ページに移ります。こちらは優先交渉権者となったコミュニティーグループ提案の全体設計図になります。

最後に、右肩五ページの７の今後のスケジュールについてです。本常任委員会の後に、優先交渉権者及び次点候補者の公表を行います。また、十一月の区民生活常任委員会において、指定管理者の指定についての報告、その後、指定管理に係る仮協定の締結を行う予定です。十二月の第四回定例会において、指定管理者の指定の提案、その後、基本契約の締結を予定しております。

令和九年一月からは、基本設計、実施設計を開始いたしまして、令和九年度に工事請負契約締結の提案、令和十年四月からは公園工事、令和十一年一月頃より指定管理の開始、四月からは多目的広場や東側エントランスの先行供用を開始し、また、同タイミングにて、体育館の工事を着手、令和十二年四月にはエントランス広場の先行供用を開始、令和十四年三月には全体の供用開始を予定しております。

私からの説明は以上となります。

○**ひえしま　進委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　次に、㉒世田谷区国民保護計画の変更（素案）について、理事者の説明を願います。

○**田丸危機管理部副参事**　私からは、世田谷区国民保護計画の変更について説明させていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。１主旨です。本件については、本年二月の本委員会報告後、変更作業を開始いたしまして、このたび国民保護計画変更に係る素案を作成いたしましたので、御報告させていただくものであります。

２これまでの経過ですが、二月の本委員会での報告後、作業を開始し、六月二十六日に第一回世田谷区国民保護協議会を開催いたしました。そして、計画変更に係る諮問を行い

ました。その後、七月から八月にかけて、素案たたき台について世田谷区国民保護協議会の委員及び庁内への意見照会を行いまして、素案を作成しております。

３計画（素案）でございます。計画素案は既報告のとおり、昨年度の国の基本方針の変更や東京都国民保護計画の変更に伴うもののほか、意見照会の結果を踏まえまして、別紙１のとおり素案を作成しております。

主な変更点につきましては、記載の①から⑤であり、別紙２の主要変更総括表に取りまとめております。

一三〇ページの別紙に主要変更総括表を御覧ください。横列ですが、左列を変更前、令和三年三月版になります。中列に現在の変更案を、右列に主な変更点を、また、縦列につきましては、計画全体の章立てを基に記載をしております。特に主要な変更点につきましては、変更箇所が分かりやすいように、二ページからの別紙３、本編のページを併記させていただいております。

主要な変更点といたしましては、上から、デマ・フェイク情報への対応の追記、本文のページにあります。また、その下、第四節では、区の統計数値を最新のデータに変更しております。また、第二章第一節、令和七年度都計画変更に伴いまして、武力攻撃事態類型と緊急対処事態での事態例、特に弾道ミサイル攻撃、大規模テロ、サイバー攻撃の順序を含めて整理をいたしております。これが一〇から一二ページになります。

第三章第四節では、避難先にこれまで記載のなかった緊急一時避難施設を追記いたしますとともに、第五節につきましては、福祉避難所の開設及び運営に関する取扱い、女性や要配慮者に配慮した避難所運営について、今年度の都の変更に合わせた変更の反映を現在検討中でございます。

最下段、第六章につきましては、区組織改正に基づく部署、業務内容の変更を反映させるとともに、地域防災計画修正に基づき輸送拠点等を修正しておりますので、こういった内容も反映させております。

次ページ、一三一からは、別紙３として新旧対照表、黒字と赤字で、特に赤字を変更箇所として準備いたしております。

一九一ページには、別紙４、概要版素案を添付しておりますので、詳細は後ほど御確認ください。

それでは、一ページ、本文にお戻りください。最後に、４のスケジュールでございます。本委員会後、東京都との事前協議を行いまして、計画案を作成させていただきます。

令和九年一月十八日に第二回国民保護協議会を行い、答申をいただき、その後、二月に本委員会において計画案を報告予定でございます。

私からの説明は以上となります。

○ひえしま　進委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○ひえしま　進委員長　次に、㉂令和八年上半期世田谷区内刑法犯認知件数について、理事者の説明を願います。

○金子地域生活安全課長　それでは、令和八年上半期世田谷区内刑法犯認知件数について、資料に沿って御報告いたします。

資料の一ページ目を御覧ください。このグラフは、本年上半期の世田谷区内における刑法犯認知件数について、昨年同期と比較した表となります。本年上半期の刑法犯認知件数は二千二百六十二件で、昨年の上半期と比較してプラス百七十六件、約八・四％の増加でございました。

なお、都内全体の上半期刑法犯認知件数は五万一千七百九十四件で、前年同期の四万六千五百八十二件と比べて約一一％の増加でした。

それでは、区内の状況について罪種別に抜粋して御説明いたします。

強盗は六件、前年比プラス一件です。いわゆる闇バイト強盗はございませんでした。なお、下半期に入った本年七月に、トクリュウによるものと見られる住居侵入事件も発生しましたが、大学生の男ら二人を検挙しております。

次に、侵入窃盗ですが、六十二件で、前年と比べ十一件増加しました。今年の手口で多いのは、空き巣十八件で全体の約三〇％となっておりますが、この空き巣のほか、居空き、忍び込みを含めた住宅に対する侵入窃盗事案については、二十三区内全体では増加傾向にあるものの、区内では前年同期と比べてマイナス五件となっております。引き続き、住まいの防犯対策サポート事業など、住まいの防犯対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。

また、増加傾向にあるものとして、車上狙いや詐欺がございますが、二十三区内においても増加傾向でございます。なお、詐欺については特殊詐欺以外の詐欺も含まれており、件数も被害額も大きい特殊詐欺の状況として、後ほど御説明させていただきます。

次に、乗り物盗ですが、本年一月から六月までは七百三十五件で、前年と比べ八十六件

減少しました。特に、自転車盗がマイナス七十六件と減少となっております。引き続き、関係所管や区内警察署と連携し、チラシの掲示や配布など広報啓発活動を積極的に行ってまいります。

なお、続いて二ページ目のグラフでは、区内刑法犯認知状況について、前年の状況と比較した形で累計と月別の件数を示しております。

続きまして、三ページ目を御覧ください。この表は、上半期における特別区別にそれぞれの刑法犯認知件数の状況を昨年同期と比較したものです。令和八年特別区全体の刑法犯認知件数は、表一番下のとおり、三万八千三百六十六件であり、前年比プラス三千八百八十八件と一一・三％の増加でした。特別区別の刑法犯認知件数は、世田谷区の人口面積が多いこともあり、二十三区では新宿区、足立区、渋谷区に次いで、四番目に多い件数でした。

表の下の一つ目のアスタリスク、「二十三区の人口」については消し忘れでございます。

令和八年六月現在の人口の千人当たりの被害件数と比べますと、この表にはございませんが、二十三区内で世田谷区が一番少ないという状況にございます。

続きまして、四ページ目から六ページ目まで、区内地区別の刑法犯認知件数でございます。駅や繁華街のある地区では、ほかより多い状況が見られます。

続きまして、資料七ページ目のグラフでございます。こちらは、区内で発生した特殊詐欺の認知状況について、累計と月別の件数を示しております。

御説明の前に特殊詐欺について補足でございますが、警察では特殊詐欺について、これまでオレオレ詐欺、還付金詐欺など十種類に分類していましたが、令和八年四月から、主にオレオレ詐欺に含まれていた偽警察詐欺が独立し、さらにＳＮＳ型投資詐欺、ＳＮＳ型ロマンス詐欺が新たに特殊詐欺に含まれ、計十三種類となっております。いずれも件数増加が主な理由とされております。

こちらのグラフにつきましても、令和七年と本年二月まではＳＮＳ型投資詐欺、ロマンス詐欺が含まれておりませんので、同条件で比較したものではありませんので、御承知おきください。

次ページからの円グラフにおける区内の状況についても同様でございます。

さて、都内における令和八年上半期の特殊詐欺被害は、認知件数三千百三十八件、被害額三百四十四・九億円であり、前年同期と比べると、認知件数は四百四十四件の増加、被

害額も百八・九億円の増加と、報道にありましたように、いずれも大幅に増加している状況でございます。

なお、国内全体でも、同様に大幅に増加しております。都内における件数や被害額については、ＳＮＳ型投資、ロマンス詐欺を含んでおります。

ところで、都内の被害件数でございますが、令和六年四千三百七十一件、令和七年五千八百七十九件、そして被害額も、令和六年三百四十・三億円、令和七年五百五十八・七億円と年ごとに大幅に増加しており、本年上半期の被害件数も被害額も、過去最悪の被害状況にあった昨年、令和七年の上半期よりも大幅に増加している状況でございます。

資料に戻りますが、区内における特殊詐欺の発生は百五十六件と、前年同期比プラス二十七件であり、月別では六月が突出して多い状況でございます。六月の被害の約半数がＳＮＳ型投資詐欺、またはロマンス詐欺、次に多いのがオレオレ詐欺という状況でございます。

オレオレ詐欺では、最近では偽の病院や医者から、息子さんの喉の緊急手術をした、その費用が必要といった手口、また、暴力団を名乗る者から、あなたの娘さんが車に傷をつけた、警察に話したら娘は帰ってこないと脅して示談金を要求するといった手口が多く見られております。

また、ＳＮＳ型の投資詐欺やロマンス詐欺に加えて、病院や医者、暴力団を装う詐欺の手口が多いことを御承知おきいただければと思います。

さらに、依然として偽警察詐欺も多く、最近では、まず偽の郵便局から荷物を確認したらお金が入っていた、あなたがその荷物を送ったことになっている、事件の疑いがあるなどと話してきて、その後、偽警察と電話で話すといった流れが多く確認されております。偽郵便局から偽警察といった流れにも注意が必要な状況でございます。

なお、区内の被害金額については約二十一億円で、前年と比べプラス約十三億円であり、大幅に増加している状況でございます。

資料八ページ目からは、都内及び区内の特殊詐欺の被害について、被害者の年代、手口の割合、手口別の被害額の割合、被害金などの交付形態の状況をまとめております。

まず、被害者の年代ですが、都内において、令和元年から令和五年までは五十代以下が被害者となる割合は一〇％以下でございましたが、令和六年から徐々に増えて、令和七年からは全体の五〇％に迫り、令和八年、本年上半期についても同様でございます。

また、昨年まで、全体の割合としては八十代、七十代の順に多い状況でございました

が、本年上半期では六十代が一番多くなっております。七十代、八十代の被害件数は、昨年までここ数年は若干減少傾向にありましたが、本年に入り、七十代は全体の約一七％の五百四十三件と増加傾向にございます。世田谷区にありましては、依然として八十代以上や七十代の被害が多い状況にありますが、都内全体と同様に、五十代、六十代をはじめ現役世代の被害が多くを占めている状況にあることが分かるかと思います。

続いて、九ページ目は、被害手口の割合ですが、都内において一番多い手口がＳＮＳ型の投資詐欺であり、件数としては全体の約二五％、続いて、偽警察詐欺が二三％、昨年と比べますと、ＳＮＳ型投資詐欺は倍増し、偽警察詐欺は依然として多いですが、上半期としては少し減少しているという状況でございます。

ほかに、ＳＮＳ型ロマンス詐欺は倍増、還付金詐欺にあっては、件数の割合としては約一二％ですが、昨年同時期より増加している状況でございます。

世田谷区の状況ですが、グラフのとおり、先ほどお話ししたＳＮＳ型投資詐欺のほか、偽警察詐欺、オレオレ詐欺が多い状況です。還付金詐欺も依然として被害が後を絶ちませんが、区内の警察署によりますと、最近では医療費が還付されているという口実から、医療費制度が変更になったから登録しないと来年の控除申請が受けられないと言って、手続の不履行による不利益という不安をあおってＡＴＭに誘導するといった手口に変わってきているとの情報がございます。

次の一〇ページ目は、手口別の被害額の割合ですが、都内においてはＳＮＳ型が全体の約四五％を占め、被害額としては約百五十七億円でございます。続いて、偽警察詐欺の被害額が、割合としては約二五％で、被害額は八十五億円で、これらの被害が大半を占めております。

世田谷区におきましては、先ほどもお話ししましたが、全体で約二十一億円の被害が発生しており、ＳＮＳ型投資詐欺で約六・三億円、偽警察詐欺で約六・二億円と多くを占めておりますが、ＳＮＳ型のロマンス詐欺も約五・四億円と多額の被害を占めております。

続きまして、一一ページの交付形態、現金等の渡し方の状況でございますが、令和七年は被害額の全体の約四五％がネットバンキング利用の振込型で一番多い状況で、資料のとおり、本年上半期も全体の約四八％がネットバンキング利用という状況でございます。

世田谷区におきましてもネットバンキング利用の振込型が多い状況でございます。ネットバンキング利用の振込型では、犯人との接触からお金の振込までスマホで完結してしまう事案も多いことからも、ＳＮＳ型投資詐欺や世田谷区で多く発生しているロマンス詐欺

は脅威と考えております。

都内における被害状況の分析によりますと、ＳＮＳ型投資詐欺の被害者の年代ですが、五十代、六十代、次いで四十代、七十代と続きます。一方、ロマンス詐欺は五十代、六十代、四十代の方が被害が多い状況です。

最後に、一二ページ目の未然防止の状況について御報告いたします。都内における令和八年上半期における未然防止は八百九十八件です。防止額は十二・九億円という状況です。昨年同時期より件数は若干減ったものの、防いだ金額は約一・三億円増えておる状況でございます。金融機関職員が最も多く、次いでコンビニエンスストアの店員となりますが、介護職員や配送業に従事している方による業務中の未然防止のほか、ＡＴＭの利用者や友人、知人による業務外での未然防止も多くございました。

区内においても、上半期で百四件の未然防止があり、昨年一年間では百四十四件でしたので、これを上回るペースで皆様に御協力いただいている状況でございます。詐欺被害を一件でも多く防ぐべく、今後も各種イベントや情報発信により、被害防止の注意喚起とともに、未然防止への御協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上が、世田谷区内の上半期における刑法犯認知件数の御報告でございますが、引き続き、庁内、各所管、警察などの関係機関と連携し、日々より効果的な防犯対策がないかを模索しながら各種防犯活動に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

○**ひえしま　進委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**いたいひとし委員**　かなり衝撃的な数字でしたけれども、電話から携帯になって、それから振込からネットバンキングになってということで、非常に特殊性というか、表に出ないようなそういうものが結構多いなと思ったんです。

二つ質問したいんですけれども、このＳＮＳ型を中心とした被害の発生が分かったというか、今までのそういう振込だとか、ちょっとタイムラグがあるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども被害に遭ったということがなかなか分からないというか、そういういった傾向があるのかということと、それから、こうしたＳＮＳ型の詐欺に対して、現在、東京都と、あるいは国が取っているような対策について、何かあれば教えてください。

○**金子地域生活安全課長**　御質問にお答えしたいと思います。タイムラグの関係でございますが、ＳＮＳ型投資詐欺に限らず、偽警察官詐欺においても、だまされたまま一か月

ずっと電話で監視されたままといったような状況もございます。一つ一つの件数の分析はまだですが、ＳＮＳ型投資詐欺におきましても、そのようなことがあるのではないかと視野に入れて考えていかなきゃいけないと考えております。

また、二点目のＳＮＳ型投資詐欺につきましては、まず周知のためのチラシなどの作成が主な対策となっておりまして、ニュースでは警察庁などの捜査、どうやって捜査をしていくかといったことが報道されておりますので、そういった動きを並行してやっているような状況で、防止対策としては、ＳＮＳ型投資詐欺には周知がメインになるかと考えております。

○いたいひとし委員　ひと頃、電話での詐欺との接触を絶とうということで、そういう器具の貸出し等もやっていたわけですけれども、そうすると詐欺する側のほうが先手を行っているというか、そういった今までの機器の貸出しとまた違う対策を今後講じていかなきゃいけないというふうに危機感を持っているんですけれども、その貸出しの件数というのは増えているんですか。

○金子地域生活安全課長　自動通話録音機の貸出しが増えているかということでございますが、増える勢いとしては若干弱まってはおりますが、貸出し件数としては徐々に増えている状況でございます。

○いたいひとし委員　ちょっと細かなデータを後で欲しいと思います。委員長、よろしくお願いします。

○ひえしま　進委員長　よろしくお願いします。

○藤井まな委員　ここに資料に載っていない数字が多過ぎて、報告としては、やり方をもうちょっと変えてほしいなと思いまして、毎回毎回口頭で被害額が幾らと言うのはいいんですけれども、だったら、ここにもっと情報を載せてほしいなというふうに思いますね。あまりにも課長が話している情報量が多過ぎて、後で映像を見ればもう一回見直せるんでしょうけれども、ちょっとここに載っている資料の量と課長がしゃべっている情報量が違い過ぎるのはちょっとどうにかしていただきたいと思います。

ちょっと最初のほうから聞くんですけれども、聞き間違えていたら申し訳ないんですけれども、侵入窃盗か何かのときに、全体では増えているけれどもマイナス五件という発言があったように僕には聞こえたんですけれども、それはどこを指しているのか教えてもらっていいですか。

○金子地域生活安全課長　早口で失礼いたしました。二十三区内全体では増加傾向にあり

ます。空き巣、居空き、忍び込みを含めた住宅に対する侵入事案について。ただ、世田谷区内では、この侵入窃盗事案についてはマイナス五件。資料にあります侵入窃盗だけで見ますと増えているように見えますが、侵入窃盗はいろいろなものを含みますので、その中の住宅に対する侵入窃盗については減っているといった御説明をさせていただいたところです。

資料に説明が不十分な点がありまして、すみませんでした。

○藤井まな委員　もうその時点で分からないんですよ。ここの一ページ目だけ見て、侵入窃盗が令和七年から令和八年で十一件増えているんだなという情報をまず僕は視覚として見ていますけれども、今、最初の報告だと、だからマイナス五件ですといって、どこにそれがマイナス五件なのかの説明がまずない時点でこれはおかしいと、僕は思います。すみません、僕の理解力が本当に低くて申し訳ないんですけれども。

あとは、ほかにもさらっと、トクリュウの被害があったみたいな話をしていますけれども、確かに報道で世田谷区でトクリュウの被害があったということは何件かあると思うんですけれども、トクリュウの被害があったというのはどういうところから判断しているのか。警察からの情報なのか、あとは報道では別に一件じゃないと思いますけれども、そこら辺はどういう基準で言っていたのか教えてもらっていいですか。

○金子地域生活安全課長　本年トクリュウによる住居侵入事案が発生しまして、世田谷区内で本年七月です。こちら、犯人もその場で捕まっておりまして、大々的に公表されている事案でございます。上半期におきましては、特殊詐欺もトクリュウに含まれるものと言えるとは思うんですが、いわゆる住居侵入なり強盗なり、そういう闇バイト強盗系の事案としては発生しておりません。強盗に準ずるものとして、トクリュウによるものと見られる住居侵入事案が下半期に入りましてありましたので、その御報告をさせてというところでございます。

○藤井まな委員　相変わらず僕の理解力が追いつかないのでよく分からないんですけれども、それは、じゃ、世田谷区内の警察署からこれはもうトクリュウの犯罪でしたよって報告を受けたということなんですか。それとも、区側が、これはもうトクリュウの犯行だったなみたいなことを決めて今ここで報告されているんですか。

○金子地域生活安全課長　こちらは闇バイトに応募したという供述がある事案でございまして、トクリュウによるものと見られるというふうな報道もなされております。その点から、トクリュウによるものと見られるといった御説明をさせていただいたところでござい

ます。

○藤井まな委員　報道も見て世田谷区が判断したということだと私は認識しました。ただ、だとするならば、世田谷区内でトクリュウの犯罪があったと思われる報道はほかにもあるから、さっきの報告は逮捕されたことに関して、トクリュウだったということが証明されたという判断だったみたいな説明を付け加えないと、聞いている側は分からないですね。それも分からないとだけ言っておきます。

もう一回聞きたいのは、区内の特殊詐欺の被害額が二十一億円だったということで合っていますかというのと、それも載せてほしいですよね。十三億円アップと聞き取って書き取りましたけれども、どういう傾向があるのかとか、どこの地域に多いのかとか、分かっている情報がもしもあるんだったら教えてほしいなと思いましたけれども、もう一度、その二十一億円の被害のところ、詳しく情報があったら教えてもらっていいですか。

○金子地域生活安全課長　分かりました。繰り返しになりますが、約二十一億円の被害が発生しておりまして、ＳＮＳ型投資詐欺で約六・三億円、偽警察詐欺で約六・二億円と多くを占めております。また、ＳＮＳ型ロマンス詐欺も約五・四億円と多額の被害を占めております。こういった御報告でございます。失礼いたしました。

○藤井まな委員　分かりました。今も思ったんですけれども、本当に繰り返しになりますけれども、言っている情報量が多過ぎ、載っていない言っている情報量が多過ぎるので、そこはどうにかしてほしいなというふうに、意見として申し述べておきます。

○くろだあいこ委員　今お話を伺っていて、区内の被害額がＳＮＳ型投資型詐欺で六・三億円、偽警察詐欺で六・二億円、ＳＮＳ型ロマンス詐欺で五・四億円という御答弁があったと思うんですけれども、そうすると右肩一〇ページの区内の被害額という、この三〇％、二六％、三〇％、そうか、これは都内と合わせているということですね。三〇％がＳＮＳ型投資詐欺とか偽警察詐欺のところでなっているということですか。

○金子地域生活安全課長　一〇ページの一番下のところでございましょうか。そのとおりでございます。

○くろだあいこ委員　ということで、私も今読み間違えたりとか、グラフを読み間違えたり、被害額がちょっと幾らぐらいなのかなというのが分からなかったりしていたので、例えば円グラフにするのであれば、全体の額を載せていただくなり、都内との比較でその割合ということは出されているんですけれども、全体で幾らなのかなというところとかが気になる部分なのかなと思います。パーセンテージとかだけじゃなくて、件数であったり、

額というところも載せていただいて、分かりやすい資料にしていただけると、より助かるなというふうに、私も藤井委員と同じ感想をちょっと持ちましたので、お伝えをさせていただきます。

前も聞いたかもしれないんですけれども、その他の部分も結構伸びているというか、増減率で言えば結構増えている状況なのかなというふうに思いまして、その他の犯罪、刑法認知件数というところで。件数自体もかなり多いのかなと思うんですけれども、これってどういう犯罪が多いんでしたか。

○金子地域生活安全課長　その他は暴行脅迫、横領など記載のないものを多く含んでおりまして、どれが多いかという分析までは……。特に多いものといいますと、万引が挙げられるかと思います。

○くろだあいこ委員　やっぱり地域によってその他の犯罪数がすごく多いところとかというのは、繁華街とか駅に近いところなのかなと思ったので、今、万引きというお答えを聞いて何かちょっと納得した部分があるかなと思います。地域によってやっぱりどういう犯罪が多くて、どういう予防法が効果的かというのはちょっと違うような気がしましたので、それに沿って区としても各地域の皆様と連携を取って、未然防止に努めていただきたいなと思います。

○みやかおり委員　今回、認知件数の報告のみなので、その防止策というのは記載がないかなとは思うんですけれども、ＳＮＳ型のロマンス詐欺ですか、それが増えていると。これに対して、例えば電話がかかってきたりとか、そういうことであれば、いや、ちょっと一旦相談しますよとかということはできるかなと思うんですけれども、ＳＮＳで、私も経験あるんですけれども、知らな外国人のハンサムな男性の写真が出てきて、何ならダイレクトメッセージが来るみたいな。それで、同じ顔の人が違う名前を名乗っているわけですよ。

結局これが何で引っかかってしまうかというと、別に注意力が散漫とかそういうことではなくて、要は心の中に付け込んでくるわけですよね。例えば話を聞いてくれるとか、いい人だというふうに思って、それでどんどん入っていくわけじゃないですか。それに対して、区ができるアプローチというと、具体にどういうことがありますか。

○金子地域生活安全課長　こちらは、各種イベントや情報発信による、こういう手口があるといった周知がまず第一に挙げられると思います。

○みやかおり委員　それで言うと、それに相反して増えている。六月なんかは結構ばあん

と増えていますよね。さっき、ロマンス詐欺、投資詐欺、オレオレもそうですけれども、これはＳＮＳのお話ですよね、きっと。

やっぱり今ＳＮＳでのそういう犯罪が増えているということは、これに対してもちろんイベントでの周知というのも必要かと思うんですけれども、それはその場にいる方にしか届かないじゃないですか。もうちょっと区民の方々に、こういうのは警戒してくださいよというのを、どうやったら周知できるとお考えですか。

○**金子地域生活安全課長**　イベントだけではなく、情報発信ツール、いわゆるＳＮＳ等での注意喚起もその一つに挙げられるかと考えております。

○**みやかおり委員**　ＳＮＳでの注意喚起は、区のですか。区のホームページで。

○**金子地域生活安全課長**　区の災害・防犯情報メールの発信なり、危機管理部の公式Ｘでの注意喚起をまず第一に考えております。

――――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　次に、㋣台風第二十五号に関する報告について、理事者の説明を願います。

○**竹越災害対策課長**　私からは、台風第二十五号に関する対応等について御報告をさせていただきます。

１気象状況等にございますけれども、九月二十一日月曜日十三時四十四分に、レベル三、大雨警報、レベル三、土砂災害警報が発表されております。同警報でございますが、十九時五十四分、レベル三、大雨警報は解除、土砂災害警報につきましてはレベル二、土砂災害注意報に切り替えとなっております。

それに伴いまして、㋭区の水防態勢でございますが、九月二十日日曜日十九時四十一分、レベル二の大雨注意報等の発令に伴いまして、水防本部（第一次）連絡態勢ということで、自宅待機当番が始めております。翌日、九月二十一日月曜日八時半につきましては、自主避難場所の開設を前日から決めておりました。それに伴い職員が参集した時間をもちまして、水防本部（第二次）緊急連絡態勢をしいております。同日十三時四十四分、レベル三、土砂災害警報の発表に伴いまして水防本部（第三次）警戒配備態勢に移行をしております。同日十九時五十四分のレベル三、大雨警報の解除、また、土砂災害警報の切替えに伴いまして、二十時に水防本部（第一次）連絡態勢に切替えを行いまして、翌日、レベル二、土砂災害注意報の解除をもちまして、水防本部態勢を解除しております。

２避難情報の発令でございます。土砂災害に関するレベル三、高齢者等避難を発令して

おります。こちらにつきましては、十三時四十四分のレベル三、土砂災害警報の発表と、あと、土砂キキクルを同時に見ておりまして、土砂キキクルにおいて警戒、赤となった地域に、その対象となる区域に対して、順次、高齢者等避難を発令しております。発令時間と場所等については記載のとおりでございます。

続きまして、３区内の降雨・風の状況でございますけれども、㈠降雨の記録、一番右の一時間最大雨量を御覧ください。区内で一番多く観測されたところは玉川で、一時間三十二ミリという雨でございます。いわゆる下水道の処理能力を超えてしまうのが時間五十ミリと言われておりますので、この後で被害状況を御説明させていただきますが、こういう雨量の関係から大きな被害は発生はしておりません。

続きまして、㈡各地域の風の記録でございますが、台風に伴いましてですが、世田谷区内では注意報レベルの風ということで、警報レベルの風は吹いておりませんでした。

二ページを御覧ください。４区内の被害状況でございます。こちらの記載は昨日の十時時点の被害状況でございますが、㈠浸水等の状況は建物浸水二件、道路冠水が一件となっております。㈡の土砂災害は発生しておらず、㈢区内施設の状況につきましては、雨漏りが十件、また、排水管の逆流が一件、報告をされております。区内の被害状況については以上でございます。

５避難場所・避難所の状況でございますけれども、㈠自主避難場所につきましては、前日、自主避難場所の開設を決定いたしまして、九月二十一日十時より、記載の地域で自主避難場所を開設しております。避難者数については累計の人数でございます。㈡土砂災害時の避難所といたしまして、警戒レベル三、高齢者等避難の発令と併せまして、以下の土砂災害時避難所を開設いたしましたが、二十時をもって閉鎖をしております。

御覧になっていただければ分かりますとおり、自主避難場所から土砂災害時の避難所への切替えが、池尻まちづくりセンター、北沢タウンホール、岡本地区会館が、自主避難場所から避難所へ切替えをしております。新たに避難所として開設されたのは、玉川の二つの地区会館でございます。避難者数等の状況については以上でございます。

台風二十五号に関する報告については以上です。

○ひえしま　進委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○くろだあいこ委員　避難情報についてちょっと確認をしたいなと思ったんですけれども、土砂災害に関する警戒レベル三で、各地域の一部というところで本当によく見ると、どこどこの何丁目から何丁目、同じ地域だけれども、何丁目というのが違ったら、この避

難情報の中では高齢者等避難は発令されていないという状況が起こると思うんですけれども、これをちょっと見ていると、防災ポータルでその情報を確認しようとしたときに、どこにあるんだというのが結構分かりづらい状況だったかなと思っているんです。

これを、例えば公式のＳＮＳでの投稿であったりとか、もう少し分かりやすく発信することができないのかなというふうに思ったんですけれども、お考えを伺いたいです。

○竹越災害対策課長　今、委員御指摘のとおり、土砂災害に対しましては、あらかじめ危険箇所が決まっております。細かく丁目番地まで決まっている中で、対象区域のみに対して避難指示を発令いたしますが、例えばツイッター等のべた打ちでこの住所を入力するとなりますと非常に時間がかかってしまうということもありまして、基本的には防災ポータルへのリンクということでお知らせをするという体制を現在取っております。

○くろだあいこ委員　迅速にやらなきゃいけないというところで、まず、そのリンクを貼って、防災ポータルでというところはいいかなとは思うんですけれども、例えばちょっと落ち着いたら画像で追って出してあげるとか、何らかもう少し分かりやすい見方にしないと、防災ポータルでもどこにあるのかよく分からなくて、私も結構探した状態だったので、もう見慣れている方はすごく分かりやすいのかもしれないんですが、災害時に、えっ、うち危ないのかなとかと思ってもすぐ見れないで探しまくって、でも、どんどん雨がすごい強まってくるとか、結構焦る状況になるんじゃないかなというふうに思ったので、そこの情報発信の部分であったりとかは、迅速性は大事というのは分かるんですけれども、もう少し丁寧にやっていただければいいなと思いまして、意見とさせていただきます。

○藤井まな委員　気象庁の土砂キキクルを今、また載っていない情報を言われちゃうとちょっと分からないので聞きたいですけれども、それをどういうふうに活用していくんですか。あれに発出された情報を基に、区が判断を下しているということですか。

○竹越災害対策課長　避難情報判断基準につきましては、区のホームページでも公表させていただいておりますけれども、今のところにつきましては、レベル三、土砂災害警報につきましては、気象庁は世田谷区全域に、世田谷区に発表をいたします。ただし、土砂キキクル等で細かく見ていきますと、一キロメッシュの地区によって災害の危険度が明らかに区内でも違う場合が多くございます。

今回で言いますと、区内ほとんどが黄色ということで、いわゆる注意が必要というところだったんですけれども、一部の場所について土砂キキクルが赤になっていると。その赤

になっているところと、世田谷区のあらかじめ危険区域が決まっておりますので、その危険区域が重なった場所のみに避難指示を出すというような形で、土砂災害の場合は対応をしております。これがレベル四の避難指示になったといたしましても、気象庁のほうは、レベル四の土砂災害危険警報を世田谷区全域にかけますけれども、土砂キキクル上、紫の表示、危険となっている場所と重なっている地区にレベル四の避難指示を発令するというような運用を行っておりますので、よろしくお願いします。

一キロの範囲を見て、そこのかかっている地区、また、ここは運用になりますけれども、隣の地区も危険が迫る場合もありますので、隣り合っている一キロメッシュの地区も同時に避難指示は出すような運用を行っております。

○藤井まな委員　いや、聞いておいてよかった。そういう情報を知りたいなと思いますね。

ちなみに、教えていただけるんだったら、土砂キキクルで一番最初に赤だと確認された地域とか場所とかが分かるんだったら教えてほしいです。

○竹越災害対策課長　まず、赤になったところは、２の避難情報の発令順を見ていただくと、この順番でございます。

まず、私どもで確認できたのが玉川地域、玉川地域は三つの地区で一キロメッシュに分けておりますけれども、当日そこが全て赤になりました。玉川地域が全て赤になりまして、その横の砧地域の一部に対しては黄色だったんですけれども、赤の地区の隣ということで避難指示を出しておりますので、玉川地域の一部、砧地域の一部ということで最初に発令をさせていただいております。

その後、時間を追って赤になっていく場所が増えていくということで、時間を追って避難指示へ順次出すというような対応を取っております。

○藤井まな委員　知らなかったです。勉強になりました。でも、それも書いておいてくれると、より分かりやすいのかなというふうに思います。

もう一つ、お隣の目黒区東山で土砂崩れというか、擁壁が崩れたというのがメディアで結構報道されていましたけれども、世田谷区でも土砂災害が起きるというふうになっているハザードマップの赤い部分とかのところがあると思うんですけれども、あそこの部分ってどれぐらい定期的に見ているのかなというのが、今、目黒のやつを見てすごく気になったんです。

何でこんな話をしているかというと、また、次の土日に台風二十六号が来たりするみた

いな報道もある中で、きちんと赤くなっている部分、注意しなきゃいけない部分というのを定期的に見ているのかなというふうなのがちょっと気になったので、そこら辺、情報があったら教えてください。

○**竹越災害対策課長**　まず、当日の対応でございます。当日の対応につきましては、災対都市整備部が中心となりまして、土砂災害の重点警戒箇所十七か所について、この日は合計三回回って、異常なしということで巡回をして、確認をしております。また、平時につきましては、危険箇所はもう決まっておりますので、各総合支所の地域振興課をはじめ、事あるごとに、機会があるごとに確認はしているものと思います。

○**藤井まな委員**　じゃ、今回の中で危険状況が変わったということはないということだと思いますけれども、この状況が変わったというのが目視できたときに、どういうふうな流れになっていくんですか。

○**竹越災害対策課長**　例えば巡回中に危険箇所があれば、近隣の方々にすぐ、今こちらは危険ですということで巡回している者がまずはお声がけをする等の対応を取るということになります。また、その情報を本部に、私どもに報告をいただいた上で広く周知を図っていくというような二段階の対応になるかと思います。

○**藤井まな委員**　今の情報も私は初めて聞いたので、ありがとうございます。災害が近くに迫っている中で、三回確認をしていただいているということで、その方たちにも本当に気をつけながら作業していただきたいなというふうに思いました。

――――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　次に、㉟その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

○**金子地域生活安全課長**　先ほど、いたい議員に御指摘いただきました自動通話録音機の貸与実績でございますが、現在まで累計で一万八千六百八十七台でございます。令和五年度につきましては千五百五十九台、約千五百台、令和六年度は千九百七十一台、約二千台、昨年の令和七年度は九百八十八台で約千台。本年度につきましては、現時点で三百七十五台ということで、年度間で千台行くか行かないかというような、こういった状況でございます。補足で説明させていただきます。

○**ひえしま　進委員長**　以上で報告事項の聴取を終わります。

――――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　次に、２閉会中の特定事件審査調査事項についてお諮りをいたします。

1:　総合的な災害対策について

2:　危機管理の総合調整について

3:　防犯対策について

4:　オウム問題（カルト問題を含む）対策について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ひえしま　進委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

――――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　次に、３協議事項に入ります。

㈡次回委員会の開催について。次回委員会は年間予定である十一月十二日木曜午前十時から開催したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ひえしま　進委員長**　それでは、次回委員会は十一月十二日木曜日午前十時から開催することに決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

――――――――――――――――――――

○**ひえしま　進委員長**　その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ひえしま　進委員長**　以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会を散会いたします。

午前十時五十九分散会

――――――――――――――――――――